

アシストAWS運用代行サービス利用規約

本アシストAWS運用代行サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）は、Amazon Web Services（以下「AWS」といいます。）について株式会社アシスト（以下「乙」といいます。）が提供する監視、運用を代行するサービスの条件を定めたものです。

お客様（以下「甲」といいます。）が本規約の条件に同意の上、乙所定の利用申込書（以下「乙書面」といいます。）に必要事項を記入して乙に提出することを以って申込の意思表示とし、当該申込に対し乙が異議なく承諾した時点で本規約に基づく契約は成立するものとします。

アシストAWS運用代行サービス（以下「本サービス」といいます。）は、甲と乙の間で「AWS請求代行サービス」（マルチアカウント管理機能対応版含）及び「アシストAWSサポート」の契約が成立していることを条件にAWSアカウントに提供できるものとします。本規約に規定のない条件は乙が<https://www.ashisuto.co.jp/support/keiyaku/>にて公開する「AWS請求代行サービス利用規約」（マルチアカウント管理機能対応版含）及び「アシストAWSサポート利用規約」の条件（総称して以下「前提条件」といいます。）に従うものとします。なお、本規約と前提条件に矛盾する規定がある場合は、本規約が優先するものとします。

甲が本サービスの最終受益者（以下「エンドユーザー」といいます。）ではない場合、甲はその責任において、エンドユーザーに対し、本規約を遵守させ、本規約に基づき甲が乙に対して負担する義務と同等の義務を負わせ、その遵守及び履行について一切の責任を負うものとします。

1. 規約の変更

- (1) 乙は、乙の裁量により、本規約を変更することができます。
- (2) 乙は前項による本規約の変更にあたり、変更後の規約の効力発生日の14日前までに、変更後の規約の内容とその効力発生日をウェブサイト（<https://www.ashisuto.co.jp/support/keiyaku/>）に掲示、又は甲に電子メールで通知します。
- (3) 本規約変更後の利用規約の効力発生日以降に甲が本サービスを利用したときは、甲は本規約の変更に同意したものとみなします。

2. 本サービス内容

- (1) 本サービスの詳細は別途送付する「アシストAWS運用代行サービス仕様書」に定めによるものとします。
- (2) 本サービスの提供は、乙書面記載の申込者及びその代理の者に対して行われるものとします。

3. 有効期間

本規約の有効期間は、乙書面で異なる期間を定めた場合を除き、乙書面で定めるサービスイン日から3ヶ月が経過する日の属する月の末日までとします。また、有効期間の60日前までに甲及び乙のいずれも相手方に対し書面による利用終了の意思表示がないときは、本規約は同一の条件で期間満了日の翌日から自動的に1ヶ月間更新されるものとし、以後も同様とします。

4. 本サービスの利用料金及び支払い条件

- (1) 本サービスの利用料金は、1ヶ月ごとに請求します。新規申込月、継続利用月、本サービス終了月の利用料金の内訳は次のとおりです。
 - ① サービスイン月：本サービスの利用申込時に甲乙同意済みの初期費用（監視初期設定費用）及び月額費用。サービスイン日が月中であった場合も、月額費用は日割計算されない。
 - ② 継続利用月：月額費用。
 - ③ 本サービス利用終了月：月額費用。
- (2) 乙は、当月分の本サービスの利用料金に係わる請求書を翌月末までに甲へ発行するものとします。甲は、請求書受領日の翌月末までに乙に対し消費税相当額を加算して乙指定の銀行口座に現金振込にて当該利用料金を支払うものとします。なお、振込手数料は甲の負担とします。
- (3) 甲は、利用料金の支払遅延に対し法定利率（本契約締結時のもの）による遅延損害金を乙に支払うものとします。

5. 再委託

乙は、乙の子会社又は乙が甲に事前の書面による承諾を得て選択する第三者（総称して以下「再委託先」といいます。）に対し、本規約に基づく乙の義務の全部又は一部を再委託できるものとします。この場合、乙は、再委託先に対し、本規約に基づき乙が甲に対して負担する義務と同等の義務を負わせるものとし、その履行については乙が甲に対し一切の責任を負うものとします。

甲は、乙が次表の者に本サービスの一部を再委託できることを予め了承するものとします。

委託関係	会社名	所在地
再委託先	JIG-SAW株式会社	東京都中央区八重洲2丁目2番1号
再々委託先	JIG-SAW CA, INC.	Suite 704, 20 QUEEN STREET WEST, TORONTO, ONTARIO M5H 3R3

6. 免責

- (1) 乙は、甲に対して、本サービスの提供により甲の問題が解決されることを保証するものではありません。
- (2) AWSの不具合に起因・関連して生じた甲の損害の賠償については、甲とアマゾン ウェブ サービス ジャパン合同会社との契約によるものとし、乙は一切の責任を負わないものとします。
- (3) 前項を除き本サービスの利用により生じた乙の甲に対する損害賠償責任は、債務不履行、不適合、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、乙の責に帰すべき事由により甲に現実生じた通常・直接の損害のうち、乙が甲から本サービスの対価として受領した直近委託料の3ヶ月分を限度とします（なお、損害発生日から5ヶ月以内に請求の根拠を記載した書面を甲が乙に通知した場合に限るものとします）。ただし、本項の賠償範囲制限については、乙の故意又は重過失により生じた損害については、この限りではありません。

7. 中途解約

- (1) 乙書面で定めるサービスイン日が月中の場合でも、当該月の利用料金は乙書面の月額料金合計の全額の支払となり、日割計算は行わないものとします。なお、以下(5)の定めに従ってサービスイン日が変更された場合、本項所定の契約期間は、変更された開始日から3ヶ月が経過する日の属する月の末日までとします。また乙書面で特に異なる契約期間を定めた場合を除き、本サービスの契約期間は、開始日から乙書面に定める終了日（以下

「終了日」といいます。)の日までとします。また、以下(5)の定めに従って開始日が変更された場合、甲及び乙は、別途協議の上、新たな契約期間を定めるものとします。

(2)契約期間については、満了日の60日前までに、甲又は乙より契約の全部又は一部を解約する旨の通知がない場合、同一条件で期間満了日の翌日からさらに1ヶ月間自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。

(3)契約の成立日から前二項所定の期間満了日まで、甲は、契約の全部又は一部を解約できないものとします。

(4)前項の定めにかかわらず、甲は、第1項及び第2項所定の期間満了日までに甲が乙に支払うべき金額(既払分を除く)を解約金として乙に支払うことで、契約の全部又は一部を解約することができるものとします。

(5)甲は、乙の事前の書面による同意を得て、1回に限り、開始日を60日以内の日に変更することができるものとします。

(6)前項所定の変更の有無にかかわらず、乙の責に帰すべき事由によらず、開始日から90日以内に契約に定める業務が開始されなかった場合、乙は、契約の全部又は一部を解約できるものとし、解約の場合、甲は、違約金として、①解約となった契約の設定初期費用及び月額費用の3ヶ月分に相当する金額、②解約となった契約所定の利用料金の合計額を乙に支払うものとします。

(7)契約の全部又は一部を甲の都合で解約する場合、乙の終了日の有無を問わず、甲は、当該利用料金を解約金として乙に支払うものとします。

以上